

行財政委員会



平成29年3月29日（水）広島市において末長委員長をはじめ約30名の出席のもと、「行財政委員会」を開催した。

当日は、議事に先立ち、広島大学大学院 社会科学部研究科教授の川崎信文氏より「道州制の日仏比較」をテーマにご講演をいただいた。

その後、議事に移り、行財政委員会の平成28年度事業実施結果および平成29年度事業計画（案）について報告・審議を行い、原案通り了承された。

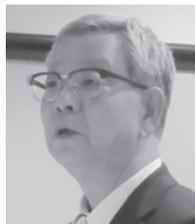
【講演】

○演題

「道州制の日仏比較」

○講師

広島大学大学院
社会科学部研究科教授
川崎 信文氏



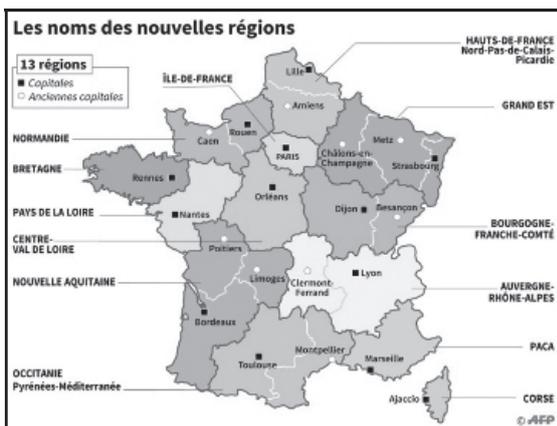
○要旨

■フランスは州・県・市町村の3層制を採用

フランスにおいて自治体としての「州」が誕生したのは1982年。当初21であった州数は、その後の1増を経て、2016年1月の再編で13に集約され現在に至っている。

フランスで「州」が成立した背景・要因としては、①県の人工性・狭小性（フランス革命時の人工的な県境画定が要因。戦後の国土整備政策等の地理的単位として不十分）、②ヨーロッパにおける域内競争（県はドイツの州に比べて劣位）、

フランスの州（2016年）



③エスニック・リージョナリズム（バスク・コシカ等の国内マイノリティの地域自立運動）、④1981年の地方分権志向の左翼の政権獲得等が挙げられる。

■道州制検討にあたっての日仏比較（5つの視点）

①社会的・歴史的条件

日本とフランスには、「東アジアにおける日本」と「ヨーロッパの中のフランス」という差異がある。フランスは、陸続きの隣国の地方制度、特に中間団体の規模を意識せざるを得ない。

②制度設計上の原理

フランスにおいては、いまなお地方行政の中核を内務省が担っているが、日本では、戦後改革によりアングロ・アメリカン型への転換が試みられてきた。

フランスには、共和制国家に対する国民の強い信頼感があるが、日本では、戦後の地方自治制度の定着の過程で、国家に対する否定的な態度が徐々に浸透して定着した。

③基礎自治体の数

フランスには、3万6千弱の基礎自治体がある。これは、市町村合併に触れることが政治的タブーとなり、歴代政権が回避してきたためである。

明治・昭和・平成の3度の大合併を行った日本が、自治体を「政治参加の場」かつ「地域経営の単位」として一体的に捉えるのに対し、フランスは両者を別ものと考えている。

④改革に要する政治的エネルギー

フランスの州制度創設の背景には、1960年代のド・ゴールの政治戦略（地方社会を支配する県会勢力の徹底排除により広域的行政団体を創設することを企図）が濃厚に存在していた。1981年に成立した左翼政権は、その政治的エネルギーが衰えないうちに分権化と州の自治体化に着手した。

⑤国民の地理的アイデンティティ

フランス国民の「県」に対する愛着は、日本と比べると決して強くない。「国」の次に帰属意識が強いのは、「都市・市町村」である。他方で「州」の地理的領域の歴史は、「県」のそれより長い。フランスでは、国を除けば、アイデンティティの対象は「市町村」が第一で、その次は「州」となる。

日本においても、道州制を議論していくうえで、この「帰属意識」は十分考慮すべき重要な視点の一つである。

国および各級自治体への帰属意識の変化

| | 1985年 | 1987年 |
|---------|-------|-------|
| 都市・市町村 | 33% | 36% |
| 県 | 5% | 6% |
| 州 | 11% | 13% |
| フランス(国) | 45% | 39% |
| どこにもない | 5% | 4% |
| 無回答 | 1% | 2% |

出所：L.Dirn, La société française en ten-dances, 1990,

【議事概要】

平成28年度 行財政委員会事業実施結果報告

(1) 地方分権改革の推進、分権型道州制実現に

に向けた環境整備

■情報収集・検討

第26回道州制検討専門部会を開催(7月)

■理解促進・機運醸成

地方分権改革・広域連携に係る講演会を実施(3月)

■政府・国会議員等への要望活動

西日本経営協議会における道州制に係る提言(10月)ならびに総括要望における地方分権改革に係る提言(12月)を実施



(担当：中祖)

(2) 地域発展のために望ましい行財政制度の検討・要望活動

■税制改革要望

企業の国際競争力強化、地域の自立・活性化、企業の防災・減災対策促進、財政健全化等の観点から税制改革要望をとりまとめ、政府・与野党税調関係者、関係各省などに対する要望活動を実施(10月)

平成29年度行財政委員会事業計画(案) 審議(策定の考え方)

自立的・機動的な地域経営を推進する観点から、地方分権改革の推進、地方分権型道州制実現に向けて取り組むとともに、税財政のあり方などに関する検討・要望に取り組む。

(事業計画・取組事項)

- ①地方分権改革・道州制に関する政策動向、ならびに行政における広域連携の取り組みを把握。地方分権改革推進、分権型道州制実現に向けた環境整備のあり方を検討のうえ、政府等への提言・要望を実施
- ②行政・他経済団体等と連携し、地方分権改革や広域連携のあり方等に関する講演会の開催により、分権型道州制への移行に向けての機運を醸成
- ③企業の国際競争力強化、地域の自立・活性化に資する税制改革等について、政府等への提言・要望を実施
- ④財政再建、税制改革、社会保障制度改革等に関する講演会を開催